

一般社団法人

遠賀中間医師会定款

(附定款施行規則)

遠賀中間医師会

一般社団法人遠賀中間医師会定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人遠賀中間医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を福岡県遠賀郡水巻町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は日本医師会及び福岡県医師会との連携のもと、医師の生涯研修により医学及び医術の発展につとめもって医道の高揚を図り、診療情報の開示により信頼関係を樹立し、社会福祉の増進、公衆衛生の向上を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学との総合進捗に関する事項
- (4) 医学の生涯研修に関する事項
- (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (7) 地域医療の推進発展に関する事項
- (8) 地域保健の向上に関する事項
- (9) 保険医療の充実に関する事項
- (10) 医事法規の整備に関する事項
- (11) 医療施設の整備に関する事項
- (12) 医業経営の安定及び改善に関する事項
- (13) 会員の福祉に関する事項
- (14) 上記各号の事業による国民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (15) 医師会相互の連絡調整に関する事項
- (16) 看護師並びに助産師養成に関する事項
- (17) 訪問看護ステーションの運営に関する事項
- (18) 居宅介護支援事業及び居宅サービス事業に関する事項

- (19) 介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業に関する事項
- (20) おんが病院の設置及び運営に関する事項
- (21) おかがき病院の設置及び運営に関する事項
- (22) そのほか本会の目的を達成するため必要な事項

第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会は福岡県中間市及び遠賀郡に就業所又は住所を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同し入会した者をもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

3 会員は同時に福岡県医師会及び日本医師会の会員になるものとする。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員は、その届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様にその届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第12条第4項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(会費及び負担金)

第8条 会員は本会所定の会費、入会金及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 会費、入会金及び負担金の額並びにその徴収方法は、社員総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、社員総会の決議を経て、その額を減免することができる。

3 退会者の既納の会費及び入会金は返還しない。負担金の返還について必要な事項は社員総会の決議を経て別に定める。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第10条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第11条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより表彰することができる。

(会員の制裁)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、戒告又は除名の処分をすることができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき。
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

3 除名は、総会員の3分の2以上の多数による社員総会での決議を経て行う。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名に関する議案の内容を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

4 裁定委員会は、戒告又は除名の処分にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

5 第1項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨を通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、福岡県医師会及び日本医師会に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 福岡県医師会又は日本医師会の会員の資格を失ったとき。
- (3) 前条第1項の規定により除名されたとき。
- (4) 退会又は死亡したとき

第4章 社員総会

(社員総会)

第14条 社員総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

(定時社員総会及び臨時社員総会)

第15条 定時社員総会は、毎年1回6月に会長がこれを招集する。

2 会長は必要がある場合、理事会の決議を経て臨時社員総会を招集する。

3 5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって臨時社員総会の招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及びその他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。

5 前項の通知の発出は電磁的方法による発出であることができる。ただし、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ることを要する。

(社員総会の議長及び副議長の選定)

第16条 社員総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、社員総会において、会員の中から選定する。

3 議長及び副議長の任期は、2年とする。

(議長及び副議長の職務)

第17条 社員総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長及び副議長の後任者の選出)

第18条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

2 前項により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

(社員総会の任務)

第19条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 会費、入会金及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会長及び副会長候補者の選定及び解職
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) 本会の解散に関する事項
- (9) 理事会が付議した事項
- (10) 福岡県医師会代議員及び予備代議員の選出
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 社員総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 第54条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
- (2) 第55条第2項に定める事業報告等
- (3) その他必要な会務報告

(社員総会の定足数及び決議)

第20条 社員総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 社員総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本会の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会への出席発言)

第21条 役員は、社員総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合として、一般法人法施行規則で定める場合には、この限りではない。

(社員総会の議事規則)

第22条 社員総会の議事に関して必要な事項は、社員総会の決議を経て、別に定める。

第5章 役員

(役員)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上20名以内
- (2) 監事 3名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法上の業務執行理事とする。

4 監事のうち1名以上は、会員でない者でなければならない。

(理事の職務)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が必要と認めたときは、副会長のなかから、一般法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。
- 5 副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは、理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により、他の副会長又は理事がその職務を代行する。
- 6 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第23条の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、別に定めるところにより社員総会の決議によって選任する。

(役員の補欠の選任)

第28条 理事及び監事が任期途中で退任したときは、なるべく速やかに、補欠の選任を行なう。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の子族等割合の制限)

第29条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(保有株式等における議決権行使の制限)

第30条 本会が所有する株式（出資）については、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(役員の解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第32条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(役員の責任免除)

第33条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第34条 本会は、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、社員総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期による。

4 顧問は次の職務を行なう。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第6章 理事会

(理事会)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会長がその議長となる。

(理事会の招集権者)

第36条 理事会は会長が招集する。

2 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求をすることができる。

3 前項の場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合はこの限りではない。

(理事会の職務)

第38条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

2 前項3号の場合において、理事会は、社員総会の決議により会長及び副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第33条による、役員の実任の免除

(理事会への報告の省略)

第39条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第6項の報告についてはこの限りではない。

(理事会への出席発言)

第40条 社員総会の議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事は、これに署名もしくは記名押印しなければならない。

第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第42条 本会に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、5名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第43条 裁定委員は、本会会員のなかから、社員総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第44条 裁定委員の任期は、第26条第1項（役員等の任期）の規程を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行なうものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第45条 裁定委員は本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第46条 裁定委員会は、次の各号に関する事項について審議しその裁定を行なう。

- (1) 第7条第4項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第12条第4項（会員の制裁）の規定による会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行なうにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第47条 裁定委員会は、会員相互間その他紛議に関する事項について、審議しその調停を行なう。

(裁定委員会に関する規則)

第48条 裁定委員会に関して必要な事項は、社員総会の決議を経て別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第49条 会長又は社員総会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。ただし、社員総会が設置する委員会に関しては、社員総会の決議を経て別に定める。

第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第50条 本会は社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第51条 本会は第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第10章 資産及び会計

(本会の経費)

第52条 本会の経費は、会費、入会金、負担金、賛助金、寄付金その他の収入をもって充当する。

(事業年度)

第53条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第54条 会長は毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、社員総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

第55条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 本会は第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時社員総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第56条 本会は、剰余金の分配を行なうことができない。

(財産の管理責任)

第57条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第58条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 参与

(参与)

第59条 本会に、理事会の決議を経て、参与を置くことができる。

2 参与は会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。

3 参与は、会長が委嘱し、その任期は会長の任期による。

第12章 事務局

(事務局)

第60条 本会に、事務局を置く。

2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。

3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

第13章 雑則

(残余財産の帰属)

第61条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人又は公益財団法人の認定に関する法律第5条第17条に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(定款施行規則)

第62条 定款の施行に関して必要な事項は、社員総会の決議を経て別に定める。

(公告)

第63条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行なう。

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

- 2 この法人の最初の会長は津田 文史朗、副会長は堤 康晴及び櫻井 俊弘とする。

(裁定委員に関する措置)

- 3 この定款の施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、社員総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(委員会に関する経過措置)

- 4 この定款の施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

- 5 この定款の施行の際、現に本会の職員である者は、従前として同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 6 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第53条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人遠賀中間医師会定款施行規則

第1章 構成地域

第1条 定款第6条に定める区域は次の通りとする。
中間市、水巻町、芦屋町、遠賀町、岡垣町

第2章 施設

第2条 定款第4条に定める事業を行うため次の施設を置く。

- (1) 施設名称 遠賀中間医師会立遠賀中央看護助産学校
所在地 福岡県遠賀郡水巻町下二西二丁目1番33号
- (2) 施設名称 遠賀中間医師会訪問看護ステーション
所在地 福岡県遠賀郡水巻町下二西二丁目1番33号
- (3) 施設名称 遠賀中間医師会おんが病院
所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1725番地2
- (4) 施設名称 遠賀中間医師会おかがき病院
所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字手野145番地

第3章 会員

第3条 定款第7条第1項及び同条第2項により、入会又は退会しようとするときは福岡県医師会で定めた様式により届出なければならない。住所、氏名、その他の変更も同じとする。

第4条 会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を納入しないときは退会したものとみなすことができる。

第5条 前項により退会したものとみなされた者が6ヶ月以内にその未払金を納入したときは引続き会員となることができる。

第4章 裁定委員会

第6条 定款第48条の規定によりこれを定める。

第7条 定款第47条の規定による調停とは、会員相互間に紛議を生じた当事者からこれが調停を依頼され、若しくは両者間で解決困難と認められるときにその調停を行なうものとする。

第8条 本委員会には委員長1人を出席の委員より互選する。

第9条 委員長は本委員会の議事を整理し秩序を保持する。

第10条 本委員会は5分の4以上出席しなければ議事を開くことができない。その議決は出席者全員の多数をもってしなければこれをなすことができない。

第11条 本委員会の裁定に不服ある者は福岡県医師会又は日本医師会に申し入れることができる。

2 この申し入れはこれが裁定の写を附し不服の理由及び其の立証を具える訴状2通を署名捺印のうえ提出することができる。

第12条 本委員会の議事はこれを公開しない。

第13条 委員長は議事の決定があったときは議事の経過及び議決の理由を具し文章をもって会長にこれを報告しなければならない。

第14条 会長は委員長よりその報告があったときはこれを理事会に諮ってその取扱いをすみやかに決定しなければならない。

第15条 本委員会のその他の必要事項は福岡県医師会裁定委員会の規定に準ずる。

第16条 本委員会は会長の諮問に応ずるものとする。

第5章 役員等選挙

(選挙の議題)

第17条 本規定により行う選挙は、遠賀中間医師会議長及び副議長、医師会役員、医師会裁定委員並びに福岡県医師会代議員及び同予備議員の選挙とする。

2 選挙は投票により行なう。選挙に関する事務は本会事務局がこれを取り扱う。

第18条 会長及び副会長、理事、監事及び裁定委員並びに福岡県医師会代議員及び同予備議員の選出は1月末までに行わなければならない。

(選挙管理、期日及び告示)

第19条 選挙の期日は会長が期日前5日までに会員に通知しなければならない。

第20条 投票の様式は理事会がこれを定める。

2 投票及び開票に関する事務は社員総会の議長がこれを管理する。

第21条 議長は社員総会の出席会員の中から開票管理人及び選挙立会人各1名を指名しなければならない。

2 開票管理人は開票に関する事務を担当し選挙立会人の立会の上、投票洩れの有無を確かめ、投票を点検、計算をなし各候補者の得票を朗読しなければならない。

3 投票の朗読が終わったときは選挙立会人と共に、投票人総数、投票数、有効投票数、無効投票数及び各候補者の得票数を議長に報告しなければならない。

4 選挙立会人は投票数開票に関し立ち会わなければならない。

第22条 投票の効力は選挙立会人の意見を聞き開票管理人がこれを決定する。

第23条 会長候補者の選挙にあつては単記無記名投票により行なう。

第24条 前条の投票で次に掲げるものは無効とする。

- (1) 委任状による投票
- (2) 正規の用紙を用いないもの
- (3) 候補者でないものの氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名の外、他事を記載したもの
- (5) 制限連記投票においては定められた数を超えるもの
- (6) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (7) 同一候補者の氏名を2人以上記載したもの

(選任の方法)

第25条 第27条及び第28条の規定による届出があつた候補者がその当該選挙における定数を超えないときは投票によらないで当選人を決定する。

2 定数に満たないときは社員総会によって決定する。

(異議申立)

第26条 役員及び裁定委員の選挙においてその選挙の効力に異議がある会員は当該選挙の日から7日以内に文書により、会長に異議の申し立てをすることができる。

2 異議の申し立てがあつたときは、会長は理事会に付議しなければならない。

(立候補及び推薦候補届出)

第27条 候補者になろうとするものは選挙の告示があつた日から会長及び副会長候補者、理事、監事及び裁定委員の選挙にあつてはその期日の前日までにその旨を文書でもって本会事務局に届出なければならない。

第28条 会員が他の会員を候補者としようとするときは、前条の期日までに本人の承諾書を添え、その推薦届出をしなければならない。

(候補者一覧の作成)

第29条 本会事務局は第27条及び第28条によって届出た場合は選挙当日の社員総会に掲示しなければならない。

第30条 当選人が決定したときは、議長は直ちにこれを社員総会に報告しなければならない。

第6章 議事規則

第31条 会員が社員総会に欠席しようとするときは予め本会事務局へ社員総会の前までに委任状を提出しなければならない。

第32条 会員が会議中に出席したときは自らその旨を議長に申告し、退席しようとするときは議長の許可を得なければならない。

- 第33条 会員の発案動議は2名以上の賛成がなければ議題とすることができない。
- 第34条 議長は会議録を本会事務局に調製させなければならない。会議録に議長及び議長の指名した出席の議事録署名人2人が署名しなければならない。
- 第35条 議長は議題とする議案の審議に先立って本会事務局に出席会員の人員点呼及び議案の朗読をさせなければならない。
- 第36条 議事はすべて議題に対して発言のないとき又は発言が終わったとき議長がこれを採決する。
- 第37条 会員が発言しようとするときは議長と呼び議長の許可を得なければならない。
- 第38条 発言はすべて起立してなし議題外に渉り又はその範囲を越えてはならない。
- 第39条 議長が討論しようとするときは議案朗読後会員席につき副議長を議長席につかせなければならない。議長が討論したときはその議題の採決が終わるまで議長席に復せない。
- 第40条 質疑又は討論が終わったときは議長はその終結を宣言する発言が尽きないでも会員は質疑又は討論終結の動議を提出することができる。その動議が成立したときは議長は直ちにその表決を採らなければならない。
- 第41条 議長が採決しようとするときは議案又は動議の種類を宣告しなければならない。
- 第42条 議長が採決を宣告した後は何人もその議題について発言することができない。
- 第43条 採決は起立又は挙手により議長はその多少を認定して可否の結果を宣告する。可否同数のときは議長がこれを決する。
- 第44条 議長は議題についての異議の有無を決議に諮ることができる。異議ないと認めたときは前条の規定を用いなくて可決の旨を宣告することができる。
- 第45条 修正案は原案より先に採決しなければならない。
- 第46条 議題のほか、議事中に起こった一切の事件は議長の意見又は会議によって処理しなければならない。
- 第47条 その他必要なる事項は福岡県医師会議事規則に準ずる。

第7章 附則

- 第48条 この規則を変更しようとするときは総会の決議を経なければならない。
- 第49条 この規則は昭和35年4月1日から実施する。
- (改正) 平成26年4月1日
- (改正) 平成28年6月29日